

# 特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 会員の倫理，綱紀，懲戒等に関する規則

## 第1章 本規則の目的

### 第1条 本規則の目的及び定義

#### 1 目的

本規則は、特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会（以下、「本学会」という。）が歯科医学と医学との協調のもとに、医療の発展と知識の普及を通じて公益を実現する事業を行うことに鑑み、本学会の会員に求められる医療水準・医療倫理基準の保持のために必要な措置を講ずることにより、本学会の品位および信頼を損なうような行為の防止を図り、もって我が国における学術・臨床の発展に寄与するとともに国民の健康増進に資することを目的とする。

#### 2 定義

- (1) 本規則にて「会員」とは、本学会の会員をいう。
- (2) 本規則にて「被請求会員」とは、会員のうち懲戒手続に付された会員で、処分が未決定のものをいう。
- (3) 本規則において「被懲戒者」とは、理事会の懲戒が確定したものをいう。
- (4) 本規則にて、「医業停止」とは、歯科医師法・医師法の定めにより、その業務の停止処分を受けることをいう。
- (5) 本規則において、「免許取消」とは、歯科医師法・医師法の定めにより、その資格について免許の取消処分を受けることをいう。
- (6) 本規則において、「本規則委員会」とは、本規則によって定める倫理委員会をいう。

## 第2章

### 第2条 懲戒手続と懲戒権者

- 1 会員は、法令、定款、本規則その他本学会で定める諸規定に違反し、会員としての活動において求められる高度な医療水準・医療倫理基準を保持することができずかつそのような責任を果たすことができない場合、またはその他会員としてその品位を損なうような行為があった場合、本規則で定める懲戒手続に従い懲戒処分を受ける。
- 2 懲戒処分は、本規則に従い、理事会または総会がこれを行う。

### 第3条 懲戒事由

- 1 会員は、次の行為をした場合に懲戒処分を受ける。
  - ①我が国もしくは他の国の法令等に違反する行為
  - ②歯科医業・医業停止または歯科医師・医師免許取り消しの対象となる行為
  - ③定款に違反する行為
  - ④本規則に違反する行為
  - ⑤倫理委員会の要請に対し正当な理由なく応答せず、倫理委員会の職務を妨害する行為
  - ⑥本学会に故意に虚偽の陳述または誤解を与える陳述をする行為
  - ⑦ハラスメント、その他会員としての品位を損なうような行為
- 2 前項①の場合、会員の刑事事件の起訴猶予は、会員の懲戒処分を妨げるものではない。

### 第4条 訓戒

理事会は、会員の行為が懲戒行為に当たる場合であっても、事案が特に軽微な場合には、会員に対し非公開で口頭により叱責または文章による嚴重注意をすることができる。

### 第5条 懲戒処分

- 1 会員全員に対する懲戒処分は次の3種類とする。
  - ①戒告  
理事会は、事案が軽微な場合には、会員に対し公開または非公開で文章により反省させることができる。
  - ②資格停止  
理事会は、会員が第3条第1項各号の行為をした場合、会員の資格を1か月以上3年以下の期間を定めてその資格を停止できる。
  - ③除名  
理事会は、会員の第3条第1項①の違反が著しい場合、または、会員が免許取り消しの処分を受けた場合、定時総会または臨時総会に対して当該会員の除名に関する議題を提出し、総会の議決によって当該会員を除名できる。
- 2 理事会は前項第2号の処分をする場合、または、前項第3号の議題を提出する場合、議決に加わることができる理事の3分の2以上の出席のもと、出席理事の3分の2以上の特別決議を要する。
- 3 理事会は、懲戒の事実を特定して、本学会の学会誌への掲載または理事会が選ぶその他の方法によってこれを公表することができる。

## 第6条 論文等の抹消

- 1 理事会は、次のいずれかに該当する発表・論文を抹消することができる。
  - ①研究結果を捏造したもの
  - ②研究結果を盗用したもの
  - ③本学会の投稿規定に違反したもの
  - ④会員としての品位を損なうような行為に該当するもの
- 2 理事会は、前項により論文を抹消した場合、その内容を特定し、論文等を抹消した事実を本学会誌への掲載または理事会が選ぶその他の方法によってこれを公表する。
- 3 理事会は、論文等の抹消に関して必要な事項について、編集査読委員会に意見を求めることができる。
- 4 理事会は、本条の措置と第5条の懲戒を重ねて行うことができる。

## 第7条 継続教育および判定試験

資格停止処分を受けた被懲戒者が倫理委員会に対し復権の申し立てをした場合、倫理委員会は、当該被懲戒者が会員として求められる高度の医療水準・医療倫理基準を保持していることを担保するため、倫理委員会で別に定めた継続教育とその判定試験をしなければならない。

## 第3章 本規則委員会

### 第1款 本規則委員会に関する一般規定

#### 第8条 委員会等の決議要件

本規則委員会の決議は、本規則に特別の定めがある場合を除き、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の決議をもって行う。

#### 第9条 秘密の保持

- 1 本規則委員会の委員は、本規則による懲戒手続を履行する過程において知りうる業務上の秘密に属する情報の秘密を守り、理事会の事前の書面による承諾なく、いかなる第三者に対しても、これらの情報を漏洩または開示してはならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
  - ①提供または開示された時点で既に公知となっている情報
  - ②提供または開示された後に公知となった情報（ただし、公知となったことが本条違反の結果である場合を除く。）
  - ③開示前より当事者が保有していた情報でかつそのことを文書記録によって証明することができる情報
  - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- 2 前項に定める機密保持義務は懲戒手続後も継続する。

#### 第10条 通知と送達

通知は文書により、送達は書留配達証明郵便による。

#### 第11条 費用

懲戒等をなす場合、理事会はこれらの手続費用の全部または一部を被懲戒者に負担させることができる。

#### 第2款 倫理委員会

#### 第12条 倫理委員会の権限と構成

- 1 倫理委員会は次の権限と責務を有する。
  - ①理事会への倫理委員会の定期的な活動報告
  - ②理事会承認を要する本規則の改定案の検討と策定
  - ③倫理調査部会の設置
  - ④倫理研修部会の運営
  - ⑤被懲戒者の申し立てに基づく復権の審査と判定
  - ⑥被懲戒者への継続教育と判定試験の実施
- 2 倫理委員会の構成
  - (1) 倫理委員会は常設の機関とする
  - (2) 倫理委員会は会員5名以上10名以内で両性で構成する。
  - (3) 倫理委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。
- 3 倫理委員会の資格
  - (1) 倫理委員会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならず、または自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。
  - (2) 倫理委員会の委員は、懲戒委員会の委員を兼任することはできない。

#### 第13条 倫理調査部会の権限と構成

- 1 倫理調査部会の権限と責務  
倫理調査部会は、懲戒申立ての理由・内容を調査し、その結果を倫理委員会に報告する。
- 2 倫理調査部会の構成
  - (1) 倫理調査部会は非常設の機関として事案ごとに設置する。
  - (2) 倫理調査部会は5名以上7名以内で構成する。
  - (3) 倫理調査部会委員の構成は次の通りとする。
    - ①倫理委員会委員 1名以上
    - ②会員 3名以上
    - ③外部委員 必要に応じて最大2名
  - (4) 部長は倫理調査部会委員のうち倫理委員会の委員から選任する。
- 3 倫理調査部会の存続期間  
倫理調査部会は当該事案に関する報告書を倫理委員会に提出するまで活動し存続する。

- 4 倫理調査部会委員の資格
  - (1) 倫理調査部会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならずまたは自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。
  - (2) 倫理調査部会の委員は懲戒委員会の委員を兼任することはできない。
- 5 倫理調査部会の運営について本規則に定めのない事項は、倫理委員会の委任により、部会長が定めることができる。

#### 第14条 倫理研修部会の権限と構成

- 1 倫理研修部会の権限と責務
  - ①医療倫理に関する研修及び教育
  - ②医療倫理に関する調査及び研究
  - ③会員資格の復権手続における継続教育・判定試験の実施及びこれに関する意見の具申
  - ④その他前各号に付帯する事項で倫理委員会より委嘱された事項
- 2 倫理研修部会の構成
  - (1) 研修部会は常設の機関として設置し定期的に活動する。
  - (2) 研修部会委員は3名以上5名以内で構成する。
  - (3) 研修部会委員の構成は次のとおりとする。
    - ①倫理委員会委員 1名以上
    - ②会員 2名以上
    - ③外部委員 必要に応じて最大2名
  - (4) 研修部会委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
  - (5) 部会長は研修部会委員のうち倫理委員会の委員から選任する。
- 3 研修・教育等の方法  
倫理研修部会は、研究会、講演会、座談会等の活動または本学会誌その他の文章の作成等相当の方法を以てその目的を達成しなければならない。
- 4 運営規定  
倫理研修部会の運営について本規則の定めのない事項は、倫理委員会の委任により部会長が定めることができる。

#### 第3款 懲戒委員会

##### 第15条 懲戒委員会の権限と構成

- 1 懲戒委員会の権限と責務  
懲戒委員会は、懲戒手続の審理に伴い、懲戒事由の有無、懲戒の適否等を審議し、その結果を理事会に答申する。
- 2 懲戒委員会の構成
  - (1) 懲戒委員会は非常設の委員会とする。
  - (2) 懲戒委員会は5名以上10名以内で構成する。

- (3) 懲戒委員会の構成は下記のとおりとする。
  - ①会員 3名以上
  - ②外部委員 2名以上
- (4) 懲戒委員会は当該事案に関する決議書を理事会に提出し、理事会が懲戒の決議をするまで存続する。

##### 3 懲戒委員会の資格

- (1) 懲戒委員会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならずまたは自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。
- (2) 懲戒委員会の委員は、倫理調査部会の委員を兼任することはできない。

##### 4 懲戒委員会の委員長

- (1) 懲戒委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事の中から理事長が委嘱する。
- (2) 委員長は会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、予め懲戒委員会の定める順序により他の委員が委員長の職務を代行する。

#### 第4章 懲戒手続

##### 第16条 懲戒申立て

###### 1 懲戒申立て権者

- (1) 何人も、会員について懲戒の申立てがあると思量するときは、その申立の趣旨と理由を記載し、本学会に対し懲戒の申立てをすることができる。
- (2) 懲戒の申立ては、本学会が予め定めた書式に従って行うことを要する。また、前号の懲戒の申立ては、匿名・仮名ではできない。

###### 2 簡易却下

- (1) 理事会は、懲戒の申立てが前号(2)に違反する場合、または懲戒事由が第17条第4項(1)①(死亡または非会員)、②(一事不再理)に該当することが明白な場合は、懲戒の申立てを却下することができる。
- (2) 理事会は、前号の規定により懲戒の申立てを却下した場合、その旨を懲戒の申立てをしたものに通知しなければならない。ただし、懲戒の申立てをしたものが匿名・仮名等の場合はこの限りでない。

###### 3 理事会による懲戒の申立て

理事会は、会員について懲戒の事由があると思量するとき、第23条第3項(有罪判決等の通知に基づく懲戒手続の開始)に該当するとき、本条第1項の申立てがあったとき(ただし、前項の規定により簡易却下された場合を除く。)は、いずれも懲戒手続に付し、倫理委員会に倫理調査部会の設置を請求しなければならない。

## 第17条 調査

### 1 倫理調査部会の設置

倫理委員会は、理事会から第16条第3項の請求を受けた場合、当該事案について倫理調査部会をただちに設置する。

### 2 調査手続

(1) 倫理調査部会は、被請求会員に対し、調査対象であることおよび懲戒の申立ての内容を文書でただちに通知する。

(2) 前号の通知を受けた被請求会員は、前号の通知を受領した後30日以内に、倫理調査部会に対し文書による回答をしなければならない。

### 3 事実の報告

倫理調査部会は、被請求会員からの回答を含むすべての資料を遅滞なく倫理委員会に提出し、調査した結果を書面で報告する。

### 4 倫理委員会における決議

(1) 倫理委員会は前号の報告に基づいて遅滞なく次のいずれかの決議をしなければならない。

①被請求会員がすでに死亡しているかまたは会員でない。

②同一事案について過去にすでに懲戒手続に付されたことがある。

③懲戒事由の該当事実がない。

④懲戒事由に該当するも、懲戒不相当でかつ訓戒も不必要である。

⑤懲戒事由に該当するも、懲戒不相当であるが訓戒が必要である。

⑥懲戒事由に該当し、懲戒相当である。

⑦司法手続・行政手続が進行中のため当該処分が確定するまで懲戒手続を停止することが相当である。ただし、倫理委員会では、懲戒事由が本学会の専門分野に係るときは、司法手続・行政手続に本学会の意見を反映するため、特段の事情がない限り、懲戒手続を停止せずこれと並行して懲戒手続を続行することができる。

(2) 前号の決議は、理由を付した書面であることを要する。ただし、反対意見がある場合は匿名でこれを付記することができる。

(3) 倫理委員会は、本項(1)⑦の司法手続・行政手続の各処分が確定した場合、速やかに、本項(1)①から⑥のいずれかの決議をしなければならない。

(4) 倫理委員会では、必要に応じて同種事案の防止策を理事会に提案しなければならない。

### 5 理事会の対応

(1) 理事会は、倫理委員会が前項(1)①、②の決議をした場合、懲戒申立てを却下し、その旨を懲戒の申立てをした者および被請求会員に対し通知する。

(2) 理事会は、倫理委員会が前項(1)③、④、⑤、

⑥の決議をし、懲戒の審査が相当と決議した場合、懲戒委員会を設置し事案の審査を委嘱する。

(3) 前号の場合、懲戒委員会の審査の結果が懲戒不相当である場合、理事会は懲戒の申立てを棄却し、その旨を申立てをした者および被請求会員に対し通知する。ただし、この場合において被請求会員に対し、訓戒をすることを妨げない。

(4) 理事会は、倫理委員会から前号(1)⑦の決議を受けた場合、懲戒手続を停止する。理事会は、倫理委員会が前項(3)の決議をした場合、速やかに懲戒委員会を設置し事案の審査を委嘱する。ただし、被請求会員は司法処分・行政処分を受けなかった場合または理事会が懲戒不相当と判断した場合、いずれも懲戒の申立てを棄却し、その旨を懲戒の申立てをした者および被請求会員に通知する。

## 第18条 暫定的資格停止処分

### 1 定義

暫定的資格停止とは、会員に対し理事会が懲戒確定前に、一定期間または期間を定めず、その資格を暫定的に停止する処分をいう。

### 2 申立て

理事会は、第23条第4項（公訴提起、有罪判決等による暫定的資格停止処分）の規定、倫理調査部会の申立てまたは職権により、いずれも被請求会員に対し弁解の機会を与え、暫定的資格停止処分をすることができる。

### 3 要件

理事会は、暫定的資格停止処分をしなかった場合に不利益とこれをした場合の利益を比較衡量して、後者の方が明らかに大きい場合には暫定的資格停止処分をすることができる。

### 4 効果

(1) 暫定的資格停止処分の効果は第24条を準用する。ただし、理事会または懲戒委員会は、暫定的資格停止期間を資格停止の期間に算入することができる。

(2) 暫定的資格停止処分は被請求会員の他の法令等による処分を妨げない。

## 第19条 懲戒委員会の手続

### 1 懲戒委員会の審査手続

(1) 懲戒委員会は、第17条第5項(2)、(3)の規定により理事会より事案の審査を委嘱された場合は、審査手続を開始する。

(2) 理事会は、必要に応じて会員から懲戒委員会の委員を委嘱することができる。

## 2 懲戒委員会の手続

懲戒委員会は、被請求会員に対して、代理人として弁護士等を選任できる権利および弁論する権利があることを通知するとともに、第17条第5項(2)による理事会の委嘱書の写しを送付し、これに対する弁明の機会を与える。なお、当該委嘱書の写しには、第17条第4項による倫理委員会の決議書の写しおよび第17条第3項による倫理調査部会報告書の写し等の資料を添付するものとする。

## 3 答弁書

被請求会員は、前項の委嘱書等に対する答弁書を、委嘱書の写しが到達した日から30日以内に懲戒委員会宛てに提出しなければならない。答弁書には、前項の委嘱書に対する認否または抗弁を記載することを要する。

## 4 答弁書不提出の効果

被請求会員が正当な理由なく30日以内に答弁書を提出しない場合、第17条第4項による倫理委員会の決議書に記載された事実を認めたものとみなす。

## 第20条 懲戒委員会での審理手続

### 1 通知

懲戒委員会は、審理期日の少なくとも30日前に、被請求会員またはその代理人に対して審理期日および場所を通知するとともに、被請求会員に対し自己の費用で代理人として弁護士等を選任できる権利、自己のために証拠書類等を提出する権利および証人を尋問する権利があることを通知しなければならない。

### 2 審理の方法

- (1) 懲戒請求の審理は、懲戒委員会の委員長が議事を進行する。
- (2) 懲戒委員会の委員長は、最初の審理期日の冒頭において、被請求会員に対して、第17条第4項による倫理委員会の決議の内容およびその原因となる事実を説明しなければならない。
- (3) 被請求会員またはその代理人は、第17条第4項による倫理委員会の決議の内容及びその原因となる事実に対する意見を述べ、証拠書類等を提出し、証人を尋問することができる。

### 3 審理記録の作成

懲戒委員会は審理にあたっては審理記録を作成する。

## 第21条 審判

### 1 審判

懲戒委員会は、懲戒事由の有無を認定し、懲戒の適否、懲戒の種類、懲戒内容を決議する。

### 2 決議書

懲戒委員会は、前項の決議およびその理由を記載した決議書を作成し、これを理事会に提出する。

## 3 前歴

懲戒委員会が懲戒相当の意見を提出する際、被請求会員が過去に懲戒処分を受けていた場合には、その旨を決議書に明記する。

## 第22条 理事会による懲戒決定

### 1 理事会の決議

- (1) 理事会は、懲戒委員会より前条の決議書の提出を受けた場合、その内容を審査し、懲戒の当否を決議する。ただし、理事会は当該決議書の意見に拘束されない。
- (2) 理事会は、懲戒の当否を決議するにあたって、必要に応じて被請求会員または懲戒委員会の委員長の意見を求めることができる。

### 2 懲戒決定書

理事会は、懲戒の趣旨及び懲戒の理由を記載した懲戒決定書の正本1通と副本1通を作成し、正本1通を倫理委員会に提出し、副本1通を被請求会員に送達する。

## 第23条

### 1 有罪判決の証明

有罪判決(略式手続を含む、以下同じ。)または医業停止・免許取消・保険医取消を証明する公文書は、懲戒事由の存否に関し、有罪判決、免許取消、医業停止、保険医取消(以下、「有罪判決等」という)の確定的証拠となる。被請求会員の有罪判決等の事実が証明された場合には、特段の事情がない限り、懲戒委員会における審理は、有罪判決等以外の事実に限られる。

### 2 報告義務

会員は、軽微な交通違反(酒気帯び、酒酔を除く)を除いて、有罪判決の対象となるような行為について、当該行為のときから30日以内に、本学会に対してその旨を文書によって通知しなければならない。

### 3 有罪判決等の通知に基づく懲戒手続の開始

- (1) 理事会は、前項の通知を受けた場合または自らその事実を認知した場合には、倫理委員会に倫理審査部会を設置させて事案の調査を行わせなければならない。
- (2) 倫理委員会は、会員が有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消を証する公文書を取得する以前であっても、倫理委員会の設置を妨げられるものではない。

### 4 公訴提起、有罪判決等による暫定資格停止処分

理事会は、前項に基づく倫理調査部会の調査結果より会員の資格を暫定的に停止することができる。

- 5 有罪判決等が取消された場合の自動的復権  
本規則により資格停止の対象となっている会員または除名となった者は、懲戒の原因となった有罪判決等が取消または消滅したことを証明する公文書を倫理委員会に提出して、本規則に基づく資格停止処分または除名処分の取消を求めることができる。

#### 第24条 除名、資格取消または資格停止後の措置

会員が除名または資格停止を受けた場合、被懲戒者は、会員であることを広告、コマーシャル、レターヘッドまたは名刺等で使用してはならない。

#### 第25条 手続の公開

- 1 公開性の原則  
本章で定めるすべての手続は原則として公開とする。懲戒委員会の記録は原則として公開とする。
- 2 公表事由  
懲戒の処分の公表は被懲戒者の氏名、所属、会員番号、年齢、処分内容、処分理由および処分決定年月日とする。
- 3 公開性の例外  
本章で定める懲戒手続の係属の有無、対象、審判および記録は次の場合に非公開とする。
  - ①懲戒手続が有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消に基づかない場合。
  - ②裁判所の手続または適切な監督権を持つ政府機関の要請により非公開とされる場合。
  - ③第三者のプライバシー等への配慮が特に必要な事案で、当該第三者がその手続の公開を望まない場合。
  - ④その他本学会において、理事会の特別決議を以て公開が不相当と決議した場合。

### 第5章 復権手続

#### 第26条 復権

- 1 倫理委員会による復権手続  
倫理委員会は、被懲戒者の復権のための審査とそれに基づいた手続を行う。
- 2 資格停止経過後の復権
  - (1) 1年以下の資格停止の被懲戒者は、資格停止の期間中に第3条第1項各号に該当する行為を行わなかった旨の宣誓書を本学会に提出することを条件に、資格停止の期間の満了とともに自動的に復権する。
  - (2) 1年を超え3年以下の資格停止の被懲戒者は、倫理委員会に対し復権の申立てをし、同人において、会員として高度の医療水準・医療倫理基準を保持し、かつ倫理委員会がこれらにつき別に定めた継続教育とその判定試験に合格した場合に復権する。

#### 3 復権に関する調査・報告と決定・公表

- (1) 倫理委員会は復権の申立て書の提出があった場合は、ただちに倫理調査部会を設置し、当該事案の調査を委託する。
  - (2) 倫理調査部会は倫理委員会に対し申立人の過去の懲戒記録と復権に関する意見を内容とする調査報告書を、提出しなければならない。
  - (3) 倫理委員会は、前号の調査報告書に基づいて復権の可否を審査し、その決議の結果を速やかに理事会に提出しなければならない。
  - (4) 理事会は、前号の決議を受領し、復権が相当と決議した場合は、その旨を申立人に決議した日から1か月以内に通知し、本学会誌への掲載または理事会が選ぶその他の方法を以てこれを公表する。
- 4 復権申立ての不受理期間  
本規則による復権の申し立ては、先の復権の申立てが却下されてから2年間は受理されない。
  - 5 復権手続の費用  
復権の申立人は復権手続の費用を支払わなければならない。

#### 第27条 記録の抹消

- 1 抹消  
理事会は、懲戒手続に関する記録で、復権が認められた会員の記録は、その年の年末から起算し満10年後の期間満了をもって倫理委員会および本学会の記録からすべて抹消しなければならない。
- 2 抹消の効果  
前項により抹消された懲戒手続は存在しなかったものとみなされる。

### 第6章 会員退会の場合の特則

#### 第28条 任意退会

本規則に基づく懲戒手続の有無に関わらず、会員は、理事会に対して別に定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

#### 第29条 懲戒手続の継続

- 1 懲戒手続の継続  
本規則委員会は、被請求会員の退会があった場合でも、理事会の決定により懲戒手続を継続することができる。
- 2 懲戒手続の継続の決定  
理事会は、被請求会員が退会した場合、懲戒事案の内容、懲戒事由の重大性、懲戒事由の蓋然性、手続の進捗状況、懲戒手続の必要性等の一切の事情を考慮して、懲戒手続の継続の有無を決定しなければならない。

3 本規則の準用  
前項に基づき懲戒手続を継続する場合、性質上適用できないものを除き、本規則を準用する。

4 簡易却下  
理事会は、第2項に基づき懲戒手続を継続しないと決定した場合、懲戒の申立てを却下することができる。  
この場合、第16条第2項の規定を準用する。

#### 第30条 懲戒処分の種類

前条に基づき懲戒手続を継続する場合の処分の種類は、第5条第1項に拘らず、次の3種類とする。

- ①戒告相当
- ②資格停止相当
- ③除名相当

#### 第31条 再入会の制限

- 1 資格停止相当の懲戒処分を受けた会員から再入会の申し込みがあった場合、理事会は、1か月以上3年以下の期間を定めて入会を拒むことができる。
- 2 資格停止処分の期間中に退会した者から再入会の申し込みがあった場合、理事会は退会時における当該資格停止処分の残期間の範囲内の期間を定めて入会を拒むことができる。

3 除名または除名相当の懲戒処分を受けた者の再入会は認めない。

## 第7章 改正手続

### 第32条 本規則の改正手続

本規則の改正は、理事会の発議により、評議員会において出席会員の過半数の承認を得ることを要する。

## 附 則

- ・2016年11月12日制定
- ・本規則は施行日より満3年経過後、法令等の改正および医療行政・政策の変更ならびに施行後の懲戒事案の件数・内容等の実態、さらに本学会の当該手続の実務処理に応じて、再度見直しをし、追加・変更・訂正等の諸手続を行う。
- ・2024年7月20日改定